

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第3部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p>1 登録申請書の受理等における留意事項 (略)</p> <p>2 業務 (略)</p> <p>2-1・2-2 (略)</p>	<p>第3部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p>1 登録申請書の受理等における留意事項 (略)</p> <p>2 業務 (略)</p> <p>2-1・2-2 (略)</p>
<div data-bbox="230 794 1064 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p> </div> <p>2-3-1 投資顧問契約締結前の書面の交付</p> <p>(1) 法第14条の投資顧問契約締結前の書面について、当該投資顧問業者が証券業を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、<u>同条</u>第3号に掲げる事項は、適用しないことに留意する。</p> <p>(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が投資信託委託業等(投資信託委託業(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第2条第16項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。)及び投資法人資産運用業(投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は証券業(以下「兼業に係る業務」という。)を営む場合</p>	<div data-bbox="1149 794 1982 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2-3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p> </div> <p>2-3-1 投資顧問契約締結前の書面の交付</p> <p>(1) 法第14条第1項の投資顧問契約締結前の書面について、当該投資顧問業者が証券業を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、<u>同項</u>第3号に掲げる事項は、適用しないことに留意する。</p> <p>(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が投資信託委託業等(投資信託委託業(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第2条第16項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。)及び投資法人資産運用業(投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)又は証券業(以下「兼業に係る業務」という。)を営む場合</p>

は、法第14条第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。

(3) (略)

2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付

(1) 法第15条第3号の「助言の方法」は、例えば、面談、電話、文書或いはファクシミリにより行う場合はその旨を記載する。

(2) (略)

2 - 3 - 3 投資顧問契約締結後の書面の交付

法第16条の投資顧問契約締結後の書面について、規則第19条第1項第3号に規定する「助言を行った年月日」は、その助言を行った都度に、例えば、面談、電話或いはファクシミリにより助言を行った場合は当該助言を行った日、文書の送付により助言を行った場合は当該文書を相手方に発信した日とする。

2 - 4 投資顧問契約の解除

2 - 4 - 1 (略)

2 - 4 - 2 規則第20条第1項第3号に規定する「法第15条の書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び解除を行う旨の書面を発した日を含むものとする。

は、法第14条第1項第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。

(3) (略)

2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付

(1) 法第15条第1項第3号の「助言の方法」は、例えば、面談、電話、文書或いはファクシミリにより行う場合はその旨を記載する。

(2) (略)

2 - 3 - 3 投資顧問契約締結後の書面の交付

法第16条第1項の投資顧問契約締結後の書面について、規則第19条第1項第3号に規定する「助言を行った年月日」は、その助言を行った都度に、例えば、面談、電話或いはファクシミリにより助言を行った場合は当該助言を行った日、文書の送付により助言を行った場合は当該文書を相手方に発信した日とする。

2 - 4 投資顧問契約の解除

2 - 4 - 1 (略)

2 - 4 - 2 規則第20条第1項第3号に規定する「法第15条第1項の書面を受領した日から解除時までの日数」の計算に当たっては、当該書面を受領した日及び解除を行う旨の書面を発した日を含むものとする。

2 - 5 (略)

3 投資一任契約に係る業務

3 - 1 ~ 3 - 8 (略)

3 - 9 法第32条の規定に基づく報告書の記載内容

法第32条に規定する報告書の記載事項について、規則第31条第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。

3 - 10 (略)

4 監督
(略)

2 - 5 (略)

3 投資一任契約に係る業務

3 - 1 ~ 3 - 8 (略)

3 - 9 法第32条第1項の規定に基づく報告書の記載内容

法第32条第1項に規定する報告書の記載事項について、規則第31条第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。

3 - 10 (略)

4 監督
(略)